

ブロック塀等撤去事業補助制度

道路に面している老朽化したブロック塀を所有されている方に補助金を交付し、危険なブロック塀の撤去を促すことで、安全で災害に強いまちづくりの推進を図ります。

対象となるブロック塀等

道路に面するブロック塀等で、高さが 60cm を超えるもの

対象となる費用

ブロック塀等を撤去する費用(撤去後の高さが 60cm を超えないこと)

補助額

撤去費用から次の割合で、**最大15万円** を補助します。

- ・「児童が主に通学に供する道路」に面するもの 10割
- ・ 上記以外の道路に面するもの 5割

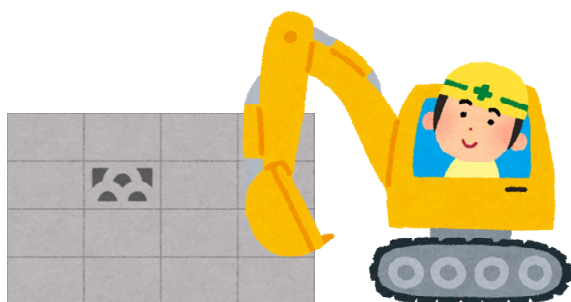
※「児童が主に通学に供する道路」は、高石市ホームページ等で確認できます。

(注意事項)

補助金は予算額に達すると終了となります。

補助金交付にはその他条件がございます。

撤去工事前に申請してください。



(お問い合わせ先)

高石市 土木部 都市計画課

072-275-6479